

平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.13

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
1	共通	その他	変更届出書	新規加算の算定に伴い、変更届出書を提出する場合、変更内容の欄には、何を記載すればよいのですか。	変更内容の欄には 変更前 ○○○○加算 なし 変更後 ○○○○加算 あり と記載してください。
2	共通	その他	体制届出書	体制届出書を提出する場合、異動等の区分は変更、異動項目は加算ということによろしいですか。	異動等の区分は変更とし、異動項目には、変更する加算名を記載してください。
3	居宅介護支援	基準	公正中立なケアマネジメントの確保	平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成30年3月22日)問131で、「次のケアプランを見直す時に説明を行うことが望ましい」とされているが、他の時期に説明を行っても差し支えないですか。	差し支えありませんが、次のケアプランを見直す時までには説明を行う必要があります。 また、説明し、理解を得たことについて、記録を残す必要があります。
4	居宅介護支援	報酬	入院時情報連携加算	入院した日を1日目と数えるということによろしいですか。	お見込みのとおりです。
5	居宅介護支援	報酬	入院時情報連携加算	入院日が、日祝祭日や、事業所の休みにかかった場合の日数の数え方はどうなりますか。	例外規定はないため、平日の場合と同じ取扱いとなります。このため、入院した日を1日目とし、日数を数えることとなります。

平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.13

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
6	居宅介護支援	報酬	退院退所加算	<p>入院中の利用者について、4月の在宅生活再開に向けてサービス調整中で、3月に1度退院前のカンファレンスを開催し、4月に再度カンファレンスを予定している。</p> <p>この場合の退院退所加算の算定は次のどれですか。</p> <p>①2回とも制度改正前の単位数を適用する。 ②2回とも制度改正後の単位数を適用する。 ③1回目(3月分)は制度改正前の単位数を適用し、2回目(4月分)は制度改正後の単位数を適用する。</p>	<p>②の改正後の750単位(連携2回カンファレンスあり)を適用する。 (厚生労働省に確認済)</p>
7	居宅介護支援	報酬	ターミナルケアマネジメント加算	<p>ターミナルケアマネジメント加算の算定要件について、「24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備」とありますが、この「必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制」とは、具体的にどこまでの体制整備を求められているのですか。</p>	<p>ここでいう指定居宅介護支援とは、通常業務を指しているものですが、ターミナルケアということを考えると、24時間の緊急対応ができる体制が必要になると考えられます。</p>
8	居宅介護支援	報酬	ターミナルケアマネジメント加算	<p>時間外対応を考えた場合、訪看等医療系以外の事業所への連絡がつかないことも想定されるが、主治の医師等の助言を得た上であれば、事業所への照会等は、事後連絡や電話連絡で進めていくことでも要件をみたすと考えてよいですか。</p>	<p>この場合、条件を満たした上で、今回の制度改定で示された「ケアマネジメントプロセスの簡素化」を適用し、サービス担当者会議を省略してケアプランを変更することが可能であり、緊急時の対応としては訪問看護等の必要なサービスを追加し、各事業所等とは電話連絡で進めても問題ありません。</p>

平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.13

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
9	通所介護	報酬	生活機能向上連携加算	生活機能連携向上加算算定に伴い、添付資料は必要ですか。	<p>通常の加算算定に必要な、①変更届出書、②加算届出書、③体制状況一覧表とともに、添付資料として、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設と締結した委託契約書が必要となります。</p> <p>(平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)問35)</p>
10	通所介護	報酬	ADL維持等加算	体制状況一覧表にある「ADL維持等加算(申出)の有無」とは、ADL維持等加算の算定要件をクリアすれば、算定する際に「あり」とするのですか。	<p>体制状況一覧表にある「ADL維持等加算(申出)の有無」については、平成31年度以降にADL維持等加算の算定を希望する場合に、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の12月15日までに届出を行うことが必要となります。</p> <p>このため、平成30年度にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該届出の必要はありません。</p> <p>(平成30年4月6日老振発0406第1号、老老発0406第3号厚生労働省老健局振興課長通知)</p>

平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.13

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
11	通所介護	報酬	ADL維持等加算	<p>体制状況一覧表にある「ADL維持等加算」とは、ADL維持等加算の算定要件をクリアすれば、算定する場合に「あり」とするのですか。</p>	<p>平成30年度にADL維持等加算の算定を希望する場合は、算定を希望する月の前月の15日までに、体制状況一覧表（「ADL維持等加算」を「あり」とする）と、「ADL維持等加算に係る届出書」（別紙19）の提出が必要となります。</p> <p>平成31年度以降にADL維持等加算の算定を希望する場合は、体制状況一覧表にある「ADL維持等加算（申出）の有無」について、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の12月15日までに届出を行った上で、翌年3月15日までに体制状況一覧表（「ADL維持等加算」を「あり」とする）と、「ADL維持等加算に係る届出書」（別紙19）の提出が必要となります。</p> <p>算定要件をクリアしていることを確認するために、「ADL維持等加算に係る届出書」（別紙19）の提出が必要となりますので、必ず添付してください。</p> <p>（平成30年4月6日老振発0406第1号，老老発0406第3号厚生労働省老健局振興課長通知）</p>

平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.13

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
12	認知症対応型共同生活介護	報酬	生活機能向上連携加算	<p>往診医に評価を協力いただく場合も想定されますが、この場合は当該入居者についてのみ算定となりますか。 (往診の有無により、算定と未算定の入居者が混在していても問題ないかどうか)</p>	<p>当該加算の算定に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設との委託契約を締結し、その契約に基づく業務の提供を受けることが必要となります。 (医師の往診とは異なります。)</p> <p>また、当該加算算定のためには、委託契約先の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者が協力して利用者の生活機能アセスメントを行い、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護を作成する必要があることから、加算の算定は利用者毎となります。</p> <p>(平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)問113)</p> <p>(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)第二の6の(12)①②③④⑤⑥)</p>

平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.13

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
13	認知症対応型共同生活介護	報酬	入院時の費用の算定	対象の方がいたとして、この加算を算定するに当たり最低でもどのような書類や記録等が必要になりますか。	<p>当該費用は、利用者が入院したときに認知症対応型共同生活介護費に代えて算定できるものであり、加算ではありません。</p> <p>また、当該費用の算定に当たっては、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後は円滑に再入居することができる体制を確保していることの届出を行っている必要があります。</p> <p>質問にある書類や記録等については、具体的に示されてはいませんが、当該費用を算定するに当たっては、あらかじめ、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後に円滑に再入居することができる体制を確保していることについて説明を行うこと。利用者が入院した際には、退院することが明らかに見込まれることについて、入院先の主治医に確認するなどの方法により確認していることが必要となります。</p> <p>また、利用者の入院中は、必要に応じて、入退院の手続きや家族、当該医療機関等への連絡調整、情報提供などを行う必要があります。</p> <p>(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示別表5のイの注6) (厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)58の3) (指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)第二の6の(6)①イ、ロ及びハ)</p>

平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.13

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
14	認知症対応型共同生活介護	報酬	入院時の費用の算定	入院が月を跨いだ時でも最高6日間だけの算定になりますか。	<p>1回の入院で月をまたがる場合は、最大で連続13泊(12日間分)まで算定が可能です。 ただし、連続することなしに毎月6日間の算定ができるものではありません。</p> <p>(平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)問112)</p> <p>(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長, 振興課長, 老人保健課長通知)第二の6の(6)⑤)</p>
15	認知症対応型共同生活介護	報酬	入院時の費用の算定	例えば1か月以内に退院した方から6日間算定したが、翌月にその方が再入院してしまった場合は新たに6日間算定できますか。	<p>当該費用は1月に6日を限度とし、かつ1回の入院が月をまたがる場合には、最大で13泊(12日間分)まで算定が可能となるものです。 一度退院し、翌月以降に再度入院した場合には、再度6日を上限として算定可能です。</p> <p>(平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)問112)</p> <p>(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長, 振興課長, 老人保健課長通知)第二の6の(6)⑤)</p>

平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.13

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
16	認知症対応型共同生活介護	報酬	入院時の費用の算定	例えば、2人の利用者が入院されたとして、1か月以内に2人の方共に退院された場合どちらの方からも6日間ずつ算定できますか。	<p>当該費用は、利用者が入院したときに認知症対応型共同生活介護費に代えて算定できるものであることから、利用者ごとの算定となります。</p> <p>(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示別表5のイの注6))</p>
17	訪問介護	報酬	身体介護	「自立生活支援のための見守りの援助」の明確化のなかで、生活援助が職員の代行ではなく、利用者と一緒に手助けしながら行う掃除、その他利用者の自立支援に資するものとして身体介護に該当するものについて、身体介護に該当することを明確にするとありましたが、見守りしながら生活援助を行う場合には、生活援助と身体介護を合算した形で計画書に入れて、請求することができますか。もしできる場合には、どのような記録方法をとればよいのですか。	<p>厚労省より「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の見直しがあり、「自立生活支援のための見守りの援助」が明確化されました。身体介護として区分される「自立生活支援のための見守りの援助」とは自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等です。</p> <p>見守りしながら生活援助を行う場合には、利用者個々人の身体状況や生活実態等により判断し、身体介護サービスとして計画に位置付けて算定することとなります。</p> <p>また、記録については、提供した具体的なサービスの内容等を記録することが必要になります。</p> <p>(平成30年3月30日老振発0330第2号厚生労働省老健局振興課長通知)</p>